

被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を改定

全国的な高齢化の進展による介護給付 費の増加、介護保険制度改正への対応、 国の介護報酬改定などを踏まえ、第6期 介護保険事業計画の中で平成27~29年 度の第1号被保険者の介護保険料を決定 しました。

財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保 険者の保険料のほか、第2号被保険者の 保険料(介護給付費交付金)、国・都・市 の負担金により構成されます。第6期で は第1号被保険者の増加により、第1号 被保険者の負担割合は21.0%から 22.0%に、第2号被保険者の負担割合 は29.0%から28.0%に変更されました。

第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、高齢 者人口や要支援・要介護認定者数などの 推計を基に、介護サービスの利用に係る 介護給付費や地域支援事業費などの推計

により算定されます。

□保険料段階 基準額に対する保険料の 負担割合および第9段階以上の多段階設 定が各自治体の裁量で決定されます。そ のため、第6期では課税層の一部の所得 段階について、負担能力に応じてさらに 細分化を行い17段階に設定しました。

□介護給付費準備基金 高齢化の進展に よる介護認定者数・利用者数の増加を踏 まえ、必要最低限の部分を除き、可能な

限りの繰り入れを行い介護保険料の上昇 抑制を行いました。

上記の基本的考え方を基に算出した第 6期(平成27~29年度)保険料基準月額 は、5,691円となり、これを基に所得段 階ごとの保険料額が決まりました。

なお、平成27年度介護保険料納入通知 書は、7月中旬の送付を予定しています。

◆高齢者支援課保

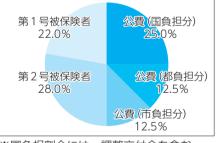
 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4031)$

□介護保険第1号被保険者所得段階別保険料

介護保険第5期(平成24~26年度) 所得段階別保険料

段階	対象者			保険料	保険料	
权陷				率	月額	年額
第1段階	①生活	5保護を受給している方		0.43	2 2000	26 400EE
※①または②に該当する方		②老齢福祉年金を受給している方		0.43	2,200円	26,400円
第2段階		本人の課税対象と なる前年の年金収 入と合計所得金額 の合計が	80万円以下の方	0.43	2,200円	26,400円
特例 第3段階			80万円より高く 120万円以下の方	0.64	3,274円	39,200円
第3段階		第1・第2・特例第3段階のいずれ にも該当しない方		0.67	3,428円	41,100円
特例 第4段階	世帯の税され 課税で		80万円以下の方	0.88	4,502円	54,000円
第4段階	となる	が、本人の課税対象 前年の年金収入額 計所得金額の合計が	80万円より高い方	1.00	5,115円 (基準月額)	61,300円
第5段階		125万円未満の方		1.15	5,883円	70,500円
第6段階		125万円以上1907	万円未満の方	1.25	6,394円	76,700円
第7段階	前本人	190万円以上300万	万円未満の方	1.50	7,673円	92,000円
第8段階	の合計所得金額が、	300万円以上400万円未満の方		1.60	8,184円	98,200円
第9段階		400万円以上600万円未満の方		1.75	8,952円	107,400円
第10段階		600万円以上800万円未満の方		1.85	9,463円	113,500円
第11段階		800万円以上1,000万円未満の方		1.95	9,975円	119,700円
第12段階		1,000万円以上2,000万円未満の方		2.10	10,742円	128,900円
第13段階		2,000万円以上の7	方	2.20	11,253円	135,000円

□保険給付費:居宅給付費



※国負担割合には、調整交付金を含む ※第1号被保険者(65歳以上の方) ※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

□保険給付費:施設等給付費



※国負担割合には、調整交付金を含む

介護保険第6期(平成27~29年度) 所得段階別保険料

	段階	対象者		保険料	保険料		
				率	月額	年額	
	第1段階	①生活保護を受給している方					
	※①~③のい ずれかに該当	いっぱくは、世帯全員	②老齢福祉年金を受給している方		0.43	2,448円	29,300円
	する方		本人の課税対象 となる前年の年 金収入と合計所 得金額の合計が	③80万円以下の方			
	第2段階			120万円以下で、 第1段階に該当し ない方	0.64	3,643円	43,700円
	第3段階	で	第1・第2段階のいずれにも該当し ない方		0.67	3,813円	45,700円
	第4段階	課税ご 税非護	D誰かに住民税が され、本人は住民 課税で、本人の課 限となる前年の年 (額と合計所得金 計が	80万円以下の方	0.88	5,009円	60,100円
	第5段階			80万円より高い方	1.00	5,691円 (基準月額)	68,200円
	第6段階		120万円未満の方		1.15	6,545円	78,500円
	第7段階		120万円以上190万円未満の方		1.25	7,114円	85,300円
	第8段階		190万円以上290万円未満の方		1.50	8,537円	102,400円
	第9段階	前本	290万円以上400万円未満の方		1.65	9,391円	112,600円
	第10段階	年人のが	400万円以上500万円未満の方		1.75	9,960円	119,500円
	第11段階 第12段階 第13段階 第13段階 第14段階	合住計民	500万円以上600万円未満の方		1.80	10,244円	122,900円
		所税得課	600万円以上700万円未満の方		1.85	10,529円	126,300円
		金税額で	700万円以上800万円未満の方		1.90	10,813円	129,700円
		800万円以上900万円未満の方		1.95	11,098円	133,100円	
	第15段階	_	900万円以上1,000万円未満の方		2.00	11,382円	136,500円
	第16段階		1,000万円以上2,000万円未満の方		2.20	12,521円	150,200円
	第17段階 2,000万円以上の		方	2.30	13,090円	157,000円	
	※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。平成27年度の介護保険料は						

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。平成27年度の介護保険料は 前年(平成26年1月1日~12月31日)の合計所得金額で算定します。

※5月以降に65歳になる方や転入者の保険料額は、月割りで算定します。

~市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布~

※合計所得金額とは、年金・給与などの収入から必要経費(公的年金の場合は公的年金等 控除額) を差し引いた所得金額の合計で、配偶者控除や社会保険料控除などの所得控除を する前の金額です。土地・建物などの譲渡所得がある場合は特別控除前の金額で、繰越損 失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

※保険料額は年額で決定するため、月額は目安であり、実際の徴収額とは異なります。

廃棄物処理手数料の減免申請

※別表①~⑨の方は7月~平成28年6月 6月4日休から**別表**の世帯を対象に、 減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受 け付けます。別表の「必要なもの」とお持

ち帰り用袋をご持参ください。 対象者が窓口に来られない場合は、代 理人が委任状と代理人の本人確認ができ るものを持参し、申請してください。

日程	場所
6月 4日(木)~ 6日(土)	
10日(水)~13日(土)	田無庁舎1階
16⊟(火)	保谷駅前公民館
18日休)	芝久保公民館
23日(火)	柳沢公民館
25日休	ひばりが丘公民館 ※ひばりが丘図書館 とは別の建物です。

※受付時間:午前9時30分~午後7時(正 午~午後1時を除く。土曜日は午後5時まで)

□配布枚数

可燃・不燃ごみ兼用袋130枚・プラスチッ ク容器包装類専用袋50枚

分、別表⑩の方は4月~平成28年3月分

□収集袋の大きさ

1人世帯…小袋(100相当) 2~4人世帯…中袋(200相当) 5人以上世帯…大袋(40 ℓ 相当) ※市民税非課税の確認が必要な世帯は、 当日配布できない場合があります。 ※別表⑦~⑨の方で、平成27年1月1 日現在本市に住所を有していなかった方 は、平成27年1月1日現在に住所を有 していた市区町村の平成27年度非課税 証明書(世帯全員)が必要となります。 ※6月4日以降、上記申請受付日以外は、 平日のみごみ減量推進課(エコプラザ西 東京)で受け付けます。

※7月1日以降に申請した場合の配布枚 数は、申請した月分からとなります。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

	□別表						
	減免対象 (重複する場合は 1 つのみ)	必要なもの					
1	生活保護世帯	印鑑・生活保護担当者確認印を押した申請書					
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く支援給付を受けている方が属する世帯	印鑑・本人確認証					
3	児童扶養手当受給世帯	印鑑・手当受給証					
4	特別児童扶養手当受給世帯	印鑑・手当受給証					
(5)	老齢福祉年金受給世帯(対象が明治44年以前に生まれた方)	印鑑・年金受給証					
6	遺族基礎年金受給世帯 1)世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方 (平成9年4月2日以降に生まれた方) 2)世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方	1)印鑑·年金受給証 2)印鑑·年金受給証· 年金振込通知					
7	身体障害者手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	印鑑・身体障害者手帳					
8	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	印鑑・精神障害者保健福 祉手帳					
9	愛の手帳1度または2度の所持者で市民税非課税世帯	印鑑・愛の手帳					
10	東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示などが出された地域などから避難した世帯	印鑑・関係官公庁が発行 する罹災証明書 ^な ど					